

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号）の施行に伴う規定整備を行うため。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和5年伊丹市条例第 号）

（伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊丹市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第9条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第14条第4項第3号ア(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第21条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項及び第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19

条第 2 号」に改める。

第 37 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 38 条第 2 項及び第 40 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 53 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

(伊丹市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第 2 条 伊丹市立幼保連携型認定こども園条例（平成 26 年伊丹市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

(伊丹市立保育所条例の一部改正)

第 3 条 伊丹市立保育所条例（昭和 62 年伊丹市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」

に改める。

(伊丹市立こども発達支援センター条例の一部改正)

第4条 伊丹市立こども発達支援センター条例(平成27年伊丹市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号ア及び第2号から第4号までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第5号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(伊丹市子ども・子育て審議会条例の一部改正)

第5条 伊丹市子ども・子育て審議会条例(平成25年伊丹市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(伊丹市立障害者デイサービスセンター条例の一部改正)

第6条 伊丹市立障害者デイサービスセンター条例(平成8年伊丹市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。